

## 第 69 回岩手県環境影響評価技術審査会会議録

### 1 開催日時

平成 29 年 7 月 11 日（火） 午後 1 時 30 分から午後 3 時 00 分まで

### 2 開催場所

盛岡市内丸 13 番 1 号 岩手県民会館 4 階 第 2 会議室

### 3 出席者

【委員 7 名 敬称略・五十音順】

齊 藤 貢

鈴 木 まほろ

高 根 昭 一

鷹 觜 紅 子

平 井 勇 介

平 塚 明

由 井 正 敏

【事務局】

環境保全課総括課長

小野寺 宏 和

環境保全課環境影響評価・土地利用担当課長 藤 村 朗

その他関係職員

【事業者】

日本風力開発株式会社

### 4 議事

（冒頭、事務局から、委員 14 名中 7 名が出席しており、半数以上出席していることから、会議が有効に成立していることを報告し、会議の一部を非公開とすることについて委員の了承を得た後、議事に入りました。）

（1）「（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書」について

[会長]

それでは、議事の一番目、「（仮称）洋野風力発電事業環境影響評価方法書」の審議に入ります。始めに、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

（手続状況等を説明後、事業者（日本風力開発株式会社）から事業内容等について説明を行

わせたい旨を説明しました。)

[会長]

事務局から、事業者から説明させたいとのことですが、よろしいでしょうか。  
それでは、事業者から 30 分程度で説明をお願いいたします。

[事業者]

(事業者から、事業内容等について説明がありました。)

[会長]

はい、それでは、只今の説明につきまして、内容の確認も含めて最初に御質問があればお願いいたします。尚、希少野生動植物については、今回は事前には出ておりませんが、ある場合は、一般的事項について御審議頂いた後に、会議を非公開として行います。

それでは、再質問、或いは全体的な部分での質問でも結構です。知事意見を構成するための意見はその後で伺います。

[鷹嘴委員]

資料 No4 の 23 ページの斉藤委員からの質問の回答で「4 月に開催した住民説明会では、景観に関する意見は出されませんでした」と、それから 25 ページの質問 8 と 9 で、この部分について地元の住民の方からそうした「地点における調査や予測を求める御意見があった場合には、住民説明会等において個別に対応していく」ということですが、実際そこに住んでいる住民が、150m 近い風車が自分の家の傍に建つという、その景観は予測出来ないと思うのです。

それで、住民説明会や個別に説明する際に、あなたの住んでいる近辺からは、こういう形で風車が見えますよという説明をしなければ、中々理解して貰えないのではないかなと思います。

結果として出来上がってから、「こんなのが建ったんだな」というような形になると思います。

実際に仰角等も 6 度くらいまである地点があったような気がするのですが、そうすると風車はかなり圧迫感を与える状況なのではないかと思うので、私は説明を求められてからではなく、事前にそういった資料を用意の方がいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

[会長]

お願いします。

[事業者]

回答致します。

確かに、言われたように説明の時にあった方が理解されやすいということでございまして、基本的には環境アセスメントの中においては、現在の地点でやらせて頂きたいと思っております。

今後、これらの各町内会にこの事業の説明会をして歩く予定でございまして、その中に必要な箇所においてはモニタージュ等を作りまして、その地域にあった説明をしていきたいと考え

ております。

環境影響評価の中の各地点ということではなく、地元理解活動の中で説明をしていきたいと思っております。

[鷹嘴委員]

わかりました。

[平井委員]

今のお話に追加してなのですけども、どれくらいの数の自治会に説明会をする予定なのでしょうか。

[事業者]

洋野町の方は、約 12 の町内会がございます。久慈の方が 1 町内会でございます。

基本的にはそこで説明会をしたいと思っております。自治会長様にはもう既に御挨拶には伺っているという状況でございます。

[平井委員]

ありがとうございます。

景観について、一点だけコメントみたいな感じなのですが、質問 9 の回答のところちょっと気になったのですが、景観の調査地点を選定する際に、公共性の高いところを優先するというので、それも一つの考え方だとは思いますが、一住民から見た生活の景観というのも、もちろんあると思います。

皆が集まってそこから見る景観というのもあるとは思いますが、そういう私的な景観の重要性というのも認識して頂けたらと思っております。

[会長]

要望でいいですか。

[平井委員]

はい。要望です。

[会長]

よろしいでしょうか。

[事業者]

はい。

[会長]

では、他に。

はい、平塚委員。

[平塚委員]

私はコウモリの専門ではないのですが、たまたま3日前にコウモリの専門家にお会いしました。今回のパブリック・コメントには、その方が投稿した可能性もあります。伺いたいのは25ページの7番のところです。

バードストライクだけではなくてバットストライクでも、スカベンジャーが落ちたコウモリを食べるという可能性があるのです、それが計画に入っているか、ということ。スカベンジャーに該当するのはタヌキだけなのか、ということ。

それに関連して、バットストライク、バードストライクは常に付きまとう問題なので、提案ですが、積極的に餌となるものを現場に置いて、近づいてきたものを自動感知カメラで撮るといったことを実験的に行うことも考えられますが、いかがお考えでしょうか。

[事業者]

バットストライクについては、バードストライク同様に事後調査として実施することとしております。

スカベンジャーにつきましては、この場所ではコウモリ自体が確認されにくい場所ですので、コウモリとしてスカベンジャーの調査をするかと言われると、ちょっと何とも言えないですが。

[会長]

糞分析をするのであれば、鳥の羽も入りますが、コウモリの爪等も残っているのではないのでしょうか。

[事業者]

糞分析自体はやりますので、実際残っていれば、どういったものを食べているのかということとは分かると思います。

[平塚委員]

まだ、実験的な手法ですか。

[事業者]

そうですね。調査の方が進んではいけないので、何とも言えないところはあるのですが。

[会長]

どれくらい来るかは、要するにどれくらい当たるかによるのですけどね。

アメリカのこれまでの平均的な資料では、鳥の場合、普通の風車では年間2頭から7頭くらい当たります。コウモリは、最近のヨーロッパの文献では鳥の4倍くらい当たっているのではないかという話です。

鳥の場合はスカベンジャーが食べると羽が散らばるのだけでも、コウモリは羽がないから散らばらずに全部持っていかれるため、証拠が残らないという難しさがある。

いずれ、鳥は2羽から7羽、コウモリはその4倍で最大で30羽当たり、年間に直せば10日に1回くらいですが、冬は活動しないので、その30羽が200日のうちに当たるとすれば、7日

に1回くらいですかね。数日に1頭くらいしか当たらないので、あまりいい獲物ではない可能性がある。

ただし、台数が多いと、今回は45台ですので、タヌキが1日巡回して回ればどこかに当たる可能性がある。そうすると倍率が上がるということになる。

そういう生態系の典型性としてタヌキに絞って生態密度とか生態を調べるとあるので、特に冬の場合は積雪上をタヌキが歩けば足跡が残るはずなので、足跡が風車の周りで多いか、風車に関係ないところに多いかを調べれば、結果が分かるということです。

ただ、それは事前と事後にやらなければいけないので、足跡が残るものはそういった方法で調べられるが、鳥のような足跡をあまり残さないようなものは、スカベンジャーとしてのカラスとかトビとか、どこを見るのかは、観察しないと分からない。

それは、事前と事後でバードストライクを見るついでに鳥が風車の周りに事前より集中しているか、減っているかを見ることで分かるということです。

この調査をなぜ実施しなければならないかという、要するにバットストライク、バードストライクの死骸が中々見つかりにくい、それは逆に言えば持って行かれてしまうということです。

だから、国の調査では、少なくとも月2回くらいは事後調査で見ることにはしていますが、実際は、1週間に1回くらいは見ないと小さいのは消えてしまうということです。

そういうことで、死骸そのものを調査すると同時に、状況証拠として例えば、スカベンジャーのタヌキが、事前よりも沢山寄っているかどうかを見れば、ある程度分かるということでこれを勧めています。

いずれこれは、事業者がやらないと正解がわからないので、調査をお願いしたいと思います。

[平塚委員]

会長が代わりに答えてくれましたので、ここまで結構です。

[会長]

他に再質問等ある方、追加でも結構です。

ございますか。

[鷹嘴委員]

まず、方法書の107ページなのですが、そこには、最寄の住宅から0.7kmと書いてあります。そして171ページには0.6kmと書いてあります。これはどちらが正しくて、どちらかが間違っているのか分からないのですが、最寄の距離ですのでどちらかに統一した方がいいと思います。

ただ、実際に住宅は近い場所にあるわけです。それで一般的なことをお聞きしたいのですが、7ページにVOCについて書いてあるのですが、こういう工業製品に使う塗料というのは、ある程度有害な化学物質が入った塗料を使うのでしょうか。

工場で塗装するということでしたが、養生期間をどの程度見ているのか。それというのは、その近くに住宅等があることなのですが、実際に事業が終了した後、その時に基礎とか杭を撤去すると思うのですが、その時の撤去の方法は、やはり全然音も発しなければ振動もないとい

うのは、不可能だと思うのです。

ですからその辺のところについてのお考えを、教えて頂きたいのですが。

[事業者]

1点目の質問の最短距離についてですが、107 ページでお示ししている 0.7km というのは、方法書時点で最寄の風車位置から最寄の住居までが 0.7km とお示ししております。

一方で 170 ページに記載している最寄の住居というのは、配慮書段階の話でして、こちらはまだ風車配置が決まっていなかったもので、風力発電機設置範囲から最寄の住居をお示しております。

よって、正しいのは方法書段階の 0.7km とお考え頂ければと思います。

[会長]

VOC とは何でしたか。

[鷹嘴委員]

揮発性有機化合物です。シックハウスとかのものとなるようなものです。

[事業者]

風力発電機については、現在はほとんどが海外製品でございます。

今回計画しているものは、やはり海外で製造されて国内に輸入してくるという形でございます。

海外からは、船便で持ってきますので、かなり養生してから持ってきます。

我々の港に着くまでは相当期間が経っていますので、これが飛散するという事はないと思っております。

また、今のところ現地において、ペンキ類を使うということはないので、飛散することはないと思います。

それと、基礎の件ですが、事業が終わった後については、基本的には風車は撤去致します。

やはり基礎についても撤去していく訳ですが、基礎については、コンクリート鉄筋という形ですので、これを叩く段階においては、やはり騒音、振動とがある程度出ると思っております。

今、事業の中においても撤去費用の積み立てというのは義務化されておりますので、その費用を積み立てておいて、その費用をもちまして、風力発電の事業が終了後撤去するという形にしております。

[鷹嘴委員]

私は、風車を撤去して頂くというのは、当然のことだと思うのですが、住宅が実際 0.7km ぐらいしか離れていないというのであれば、当初から基礎の解体、杭の撤去等のことを考えるのであれば、もう少し最寄の住宅からの距離を取って、風車を設置した方がいいのではないかと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

[事業者]

騒音、振動とか色々あると思いますが、700、800m とか我々の方でも離隔を取ろうとやっております、この4月に環境省から風力発電機のガイドラインが出ましたので、それに基づいて今回も風車の設置の見直しをしていこうと思っております。

700m 離れている所での撤去ですので、その振動が直接 700m 先の住宅に伝わるような騒音、振動の出し方の撤去というのは考えられないと思っております。

それなりの音の出ないものといいますか、大々的にハンマーを使ってドカン、ドカンと叩くような基礎の壊し方というのはしないつもりでございます。

[会長]

環境省が4月に、騒音に関する規制の改正案を出しましたけども、まず超低周波音についてはなくなったということですよね。今残っているのは超低周波音と普通の騒音ですよね。

現行で何mという基準はないのですか。

[事業者]

ないです。

[会長]

現場で測らないといけないのですか。

[事業者]

はい。暗騒音プラス 5dB というような形でございますので、それに準拠していく形になるのかなと思っております。

これから環境調査を進めていきまして、現況騒音がどのくらいなのかということとかを考慮して、最終的には風車配置を決めていこうと思っております。

[会長]

実測というより、シミュレーションもできますよね。

[事業者]

今回のものは、どのくらいの現況騒音があるのかというのが、一番の基本になりますので、現況騒音を測ってから検討していくという形になるのかなと思っております。

[会長]

使う機種はまだ決まってないですよね。

[事業者]

はい。

[会長]

国内でも最近出来ていますが、ウエイクという後方騒音というのですかね、これが少ないメカニズムが発明されたり、取り付けられたりして、外国でも使われているのですが、そのために機種を選ぶということはないのですか。

[事業者]

羽のところに色々付けたりして、騒音を少なくしたりというようなことがございますが、現況の騒音だとか、事業性の問題でその地域がどのくらいの風が吹いているか、どれくらいの風車を建てれば、事業性が出てくるのか等を考えなくてはいけないところでございます。

そういう中でブレードの回収は、もし、あまり音がうるさい形になってしまいますと、近隣から離して置いてしまいますと、何基もおけなくなってしまうので、そういう場合には、機種の選定というのも考えなくてはいけないと思っております。

[会長]

それは、住民に対して当然やらなくてはいけないことですね。

[事業者]

はい。

[会長]

それでは、最初の1番の今日欠席の島田委員の質問で、風車の設置が混雑しているのに対する御回答があるのですが、今日配られた資料の11ページと、本編の23ページにこれまでの観測所による観測の風の向きが書いてあります。

この向きを見ると、ちょっと風車の配置が横方向といいますか、主風向に直角ではなく、少し北に寄っているような気がします。

これは、本編23ページの風配図を見ると、一番右下の冬の図ですが、これは北西よりももっと西北西ですよ。西北西を今日配られた11ページの地図にもっていくと、西北西の風というのはもっと下にいくので、この横に並んでいる列がもっとうねるのではないかと思うのですが、これはどういう理由なのですか。

[事業者]

各施設ごとではなくて、年間の出現率等を見てどこが一番影響が出るのかということを考えて、風下、主風向がどこなのかということを出しております。

現在ここでも風況観測を始めておりますので、最終的には現場に置ける風配がどうなのかということを見ながら、風車配置を決めたいと考えております。

[会長]

それは、準備書段階では決まっているということですか。



[事業者]

準備書段階では、1年間のデータが取得できますので、年間を通してこの方向が一番という風配が出ます。

それに基づいて風車配置の見直し等をやらないと、風車に疲労的なものが出てきたりしますので、そういったものを見極めながら最終的な風車配置、風車基数等を決めていくという形になります。

[会長]

一般的には、他のウインドファームと同じ手続、ステップだと思いますが、ただ、普通は、これまでこの審査会にかかった案件は、大体、北西から南東とか、縦に並ぶのが多いです。

これは、全部横に設置ですものね。不思議だなど。

[事業者]

今回、この地域でなぜこんな配置になったかといいますと、先ほどの補足説明資料の8番で示した通り、当該地における道路関係というのがあります。

実は、縦道路というのはこの計画地の中にはございません。

通常、尾根が縦に走っているという形であれば、風はほとんど北西方向から吹いてくるといいうのが多いですから、その尾根に配置していくという、割合縦、南北に風車が並んでくるといいうのが多いのですが、この地域の尾根の形状は東西が多いので、それに沿って沢沿いを道路が走っているということで、ここには南北道路がないので、このような形で考えたということでございます。

[会長]

そうですか。

人に関する影響となる騒音については、地元の方に説明する時に出来るだけ早く配置とか決まって、それに基づいて説明しないと納得できないですよ。

[事業者]

基本的な配置を決めさせてもらっているわけですが、事業説明をして後は地権者さんとの使わせて貰えるかどうかという了解をとった状態で、最終的には決めていきたいと思っております。

[会長]

はい。そこはわかりました。

今度は鳥の方で、私の質問がありまして、6番の私の事前質問に関してですが、これに関しては、今日配られた資料の21ページに渡り鳥の観測の調査地点が書いてあるのですが、これを見ればわかりますが、事業区の中の北東側にはないですよ。

ステーション1、2、3、4というのが北東側にはないということで、これがなぜないのかというのを質問したのですが、それに対する直接的な回答がないですよ。

事業区外のことは書いてあるのですが、要するに渡り鳥は通常、特に海岸沿いであれば北か

ら南に行くと思うのですが、恐らく海岸線に並行して行きます。

そうすると、海岸に並行な方向にずっと風車を建てていけば、当たる確立は非常に減るのだけれども、こういうふうに東西にずっと建っていると、その都度当たる確立で飛んでいくわけですね。

ですから、何か当たり易いと思っていて、それが当たるかどうかを推測するためには、特に北側の北東側の方に観測ステーションがないと、正解がわからないのではないかと。

そういうつもりで、この質問を出したのですが、ステーション1から一番北東側の風車まで3kmくらいあるので、ステーション1から渡り鳥が見えないのですよね。

だからなぜ、大事なところに調査地点を置かないのかということですか。

[事業者]

今回、猛禽類調査の方のステーション4と6の方では、渡り鳥の観測があれば記録の方をさせて頂いております。

対象事業実施区域内を通るメインルートとして使用されているかどうかという点で、今回渡り鳥の調査地点を設定させて頂いているので、猛禽類調査時に捕捉が出来ていると思います。

[会長]

ただ、猛禽類調査は3km、5km程見るのだけど、小鳥については、3kmも先の小鳥の種類はわからないので、せいぜい250、500mくらいの所に帯状に、直角にとって調べて下さいとずっと言っているわけですね。

それをやらなければ、空間飛翔密度がわからないので衝突確立が予測出来ない。だからこの方法は間違っているので、これは指摘したいと思います。

追加で御意見の方はございますか。

はい。どうぞ。

[鈴木委員]

追加の質問プラス意見です。

今の御意見に似た所があるのですが、本編5ページで風車の番号が付いてますけども、その番号でいうと27番から32番までです。

ここは動物関連の固定調査地点が少なく、或いはなくて、大丈夫なのかなと素朴に疑問に思うわけですが、例えば、今日配られた補足資料の24、25ページや昆虫のトラップのところですね。

そういうのを見ますと、この中央のエリアは調査地点がないので、大丈夫なのかなと疑問に思うのですが、ここを外しても大丈夫と思われる理由をお伺いしたい。

[事業者]

この場所については、植林地が多く存在している場所として、代表する1地点として、他の場所の方をより選定している状態です。

[鈴木委員]

植生図を見ますとコナラ林のように見えるのですが、そうではないということですか。

[事業者]

コナラ林自体は、他の場所にもあるのですが、実際は植林になっています。

[会長]

伐採跡地が植林されたのですかね。この本編の 61 ページの図は古いですよ。

[事業者]

これは最新のものになります。

[会長]

そうですか。

平成 26 年と書いてありますね。

[鈴木委員]

結構、黄緑色のコナラ林が多そうに見えるのですが。

[会長]

依然としてまだ残っているわけですよ。

[鈴木委員]

現場を見ていらっしゃる方の感覚として、この辺りは外しても大丈夫そうだなというのがあ  
るのでしたら結構なのですが、そういうことですか。

[事業者]

全ての風車位置にトラップ等が設置出来るわけではないので、より植生であったり環境であ  
ったりを、考慮しつつ場所の方を選定させて頂いております。

[鈴木委員]

分かりました。あとは、要望と意見なのですが、大きく二つあります。

調査時期です。植物と陸上性の昆虫で、春、夏、秋に調査すると書いてあるのですが、ぜひ  
6 月を飛ばさないで調査して欲しいというのを、要望として出したいと思います。

特に植物は、菌寄生性の植物、それと昆虫ですと小型の蝶、樹上飛翔性のもの等、6 月の短  
期にしか出現しないものがある可能性があるので、ぜひ6月の調査を外さないで頂きたいとい  
うのが一つ。

もう一つは、この全体の計画で樹木がどのくらい伐採されることになるのかというのが見え  
ないので、次の準備書あたりで可能であれば樹木の伐採量を、人工林と自然林で分けて出して  
頂ければという要望です。以上です。

[会長]

今、意見が出ましたのでお願いします。  
6月調査の追加はいかがでしょうか。

[事業者]

6月の調査なのですけども、昆虫類に関してはチョウセンアカシジミ等が指定されていますので、実施することとしております。  
その際に一緒に植物の方も、チョウセンアカシジミ等に関してなのですけども、一緒に見るようにしております。

[会長]

よろしいですか。鈴木委員。

[鈴木委員]

はい。

[会長]

ではもう一点。伐採樹木量は。

[鈴木委員]

大雑把な量、概算で結構ですので、可能であれば出していただきたい。

[事業者]

現在、まだ最終的な工事ヤード等が決まっておりませんし、準備書の段階で、概算になってしまうかと思うのですが、平均的なもので出させて頂くことになるかと思えます。

[鈴木委員]

それで、お願い致します。

[会長]

ただ、準備書まで行けば、先ほど仰ったように、ある程度風車の場所は決まってくるよね。  
そうすると、切り土や盛り土の場所も決まるし、その上にあるどの植物を切るかも決まりますから、多分出ると思うのですよ。  
ついでに言えば、通常、方法書にもあるかもしれないけど、切り土や盛り土の所は、早急に緑化を図るという回答があるのですが、ここには超希少種はいないが、ノスリとかオオタカはいる可能性があるんで、そういう鳥が風車ヤードの獲物を狙ってこないように、チップや砂利を撒いて風車の回転直下を鳥が利用出来ないようにして欲しいです。  
そういうことにチップを使えるわけですので、そういう計算もして、どれだけ余るのかとかそういうことを計算して欲しいです。それはお願いします。  
その他意見ございますか。

[高根委員]

高根といいます。

先ほど、風力発電騒音に関する環境省の指針が5月に変わったという話が出たと思うのですが、この方法書の後で出た話ですので、要望として、準備書で、調査、予測評価をするということになった時に、環境省の指針で評価したものと、方法書に記載している、この時点で予定していた評価の両方で評価をして頂きたい。

つまり、片方は方法書の整合性をとるという意味で、片方は環境省の指針でどうかという意味で両方の評価をお願いしたいという要望です。よろしいでしょうか。

[事業者]

県の審査会を終えた後、経済産業省の顧問会で、今の方法書のことを逆に載せるなどと言われる可能性も出てきます。

要するに、新たな方針が出たのだから、それに基づいて準備書を作りなさいと、やらないと経産省の指導になってしまう場合もありますので、今後、要望のとおり御報告出来るか検討していきたいと思います。

[高根委員]

もし、そういうようなことがあった時は、そういう経緯で評価の仕方を変えましたということ、きちんと準備書に書いて頂ければと思います。以上です。

[事業者]

はい。

[会長]

はい、平井委員。

[平井委員]

1点は根本的というか素朴な疑問で1点は細かい点なのですが、配慮書を出されたことに対する意見がここに載っているかと思うのですが、経済産業省をはじめ結構厳しい意見が出されていたかと思います。

それを受けて、方法書で何が変わったのか、ちょっと僕はわからなくて、さっきの一番近い家は700mから600mになったという、それはわかったのですが、何を変えられたのかというのをちょっと教えて頂けたらというのが1点目。

細かい点で、今日配って頂いた資料の12ページ、騒音の測定ポイントの4は、先ほどの最寄の家が700mの所にある恐らく集落だと思うのですが、最寄の家ではなくて1km離れたところに測定ポイントを置いた理由をちょっと教えて頂きたい。

[会長]

後の方から先をお願いします。

ページ12のところでは。

[事業者]

最寄りの住居になぜ地点として置かなかったのかという御質問についてですが、土地を借りるにあたりまして、地権者様と交渉が出来なかったということです。

ただ、同じような環境ですので、最寄ではないから環境が大きく変わるということはないと考えております。

他も少し離れてはおりますが、同じような環境の地点で土地をお借りしたという経緯がありました。

[会長]

よろしいですか。

[平井委員]

その事情を、もしよければ今聞かせて貰ってもいいですか。言えないのでしたらいいのですが。

[事業者]

ちょっと協力できないという方もいらっしゃいました。

[平井委員]

生業上ですか。

[事業者]

結局、敷地の中に、風況観測の機械を置かせていただくということがございまして、3日とか4日間なのですが、やはり邪魔になるということで、車の出入り等いろいろな事情があって、そこに置かれるとちょっと困るということで、協力できないという家もあります。

一番近い家に無理やり置くこともできませんので、やはり協力を得られる所でやらせて貰っているというのが実態でございます。そこは御勘弁頂きたいです。

[平井委員]

わかりました。

[鷹嘴委員]

それなら、近い方に置くべきではないかと思うのですが。

[事業者]

一番近い家に行って、お話をさせてもらって、断られてしまったので。

[鷹嘴委員]

一番近い家よりも風車に近い側の所に置くのではないですか。風車から離れた場所ではなく。

[事業者]

今度は別の敷地のお宅に置かせて貰っているという、要するに山の中とか、そういう所に置いたのでは。

[鷹嘴委員]

ということは、その0.7km離れた家は山の際の家なのですか。

[事業者]

そうです。

[鷹嘴委員]

結局、そこから近くには置けないから、その300mというのが、どの程度影響の違いがあるかわかりませんが。

[高根委員]

これは、その場の環境騒音を測るためのものですよね。

[事業者]

そうです。

[高根委員]

ですから、風車が建つ前の話なので、その場の環境騒音としては、そのくらい離れていても同等ではないかという考えですよ。

[事業者]

はい。

[鷹嘴委員]

分かりました。すみません。

ちょっとお聞きしたいのは、送電線というのは、地中埋設するのですか。

[事業者]

送電線につきましては、電柱でやる方式と、地中でやらなければいけない部分については、道路の下に埋設させて頂くというような形でございます。

[鷹嘴委員]

道路の下に埋めるのですか。

[事業者]

はい。

[会長]

よろしいですか。

[鷹嘴委員]

はい。

[会長]

では、最初の方の質問で、配慮書段階から方法書段階において、どういうふうに対策が変わったのか。

[事業者]

変わった点と致しましては、配慮書段階からある程度計画が固まってきたということで、事業区域を狭めて、より改変が及ぶ可能性が高いところをお示ししたという所が1点だと思っております。

あとは、配慮書段階で頂いた御意見につきましては、現地調査等を踏まえて準備書で今後答えていくことかなと考えております。

[平井委員]

わかりました。

今の意見を踏まえて1点だけ確認したいのですが、168 ページ配慮書段階での事業実施想定区域の周囲における配慮が必要な住宅の数とか、施設数が書かれている表があるのですが、方法書において区画を狭めたという話ですよ。

それによってどれくらい、対象となる配慮が必要になる施設数が減ったのか分かるような、そういうことに対応する表はどこにありますか。

[事業者]

方法書では、こういった表は作ってなくて、配慮書段階では、配慮書段階の影響の整理の仕方としてこういった表を利用して、騒音の評価とかをさせて頂いているのですが、方法書以降につきましては、実際の現地調査を行って、シミュレーションを行って予測を行いますので、この配慮書の整理とは、評価の仕方が変わってくるということです。

[平井委員]

まだ、その段階ではないと。

[事業者]

そうですね。2kmを対象に住居を数えるというのは準備書でも特にやらないです。あくまで配慮書の整理というふうを考えて頂ければと思います。



[平井委員]

分かりました。

[会長]

では、私の方から一つ。

本地域は、資料の地図を見ると南北に細い送電線が通っていますよね。今日配られた資料の11ページの縦に細い部分は送電線だと思うのですが、系統連系のどこに接続するというのは決まっているのですか。

[事業者]

現在、この地図の11ページ等に縦に送電線が通っています。これは6万6千Vの送電線が通っているわけなのですが、こちらの送電線については今、太陽光だとかにおいて、連系が不可ということです。

ここの所に無理やり繋ぎこむとなると、全面的な改修をしないといけないということで、物凄い金額がかかることになり、これには繋げない形になります。

現在、東北電力さんの方で、北東北の募集プロセスというものをやっております、最終的には電力がここまで、どういうふうに来るのか、我々はその近くまでもっていくのかということも、電力さんとの協議の中で決まってくるということで、今のところどこが連系点だというのは、決まっていない状況でございます。

これではなくて、中央部にあります15万4千Vの太い送電線に繋げるような形になると思います。

[会長]

岩手県の中央部ですか。

[事業者]

そうです。

[会長]

早池峰幹線ですか。

[事業者]

色々な送電線がございまして、葛巻、二戸方面に走っている太い送電線という形でございます。

[会長]

そうですか。

事業者の方もなかなか系統連系も決まらないので、困っているということはわかりますけどね。

我々も、審査してもなかなかそれが実現しないというのは、困る場合もありますよね。地球

温暖化の問題がありますからね。ただし、御社はもう一件、岩手県内で抱えていると言いましたね。

[事業者]

はい。

[会長]

今回のこの案件については、この石灰岩地形は表層地質図を見ても、一応石灰岩はないみたいなので、洞窟とかコウモリが住む所は少ないと思うのですが、それに比べると、例えばもう一件の案件の方は、石灰岩地形だし希少猛禽類もいるので、色々課題があるという展開ですよ。

そうしますと、系統連系についても、岩手県全体の自然環境を保全するという観点から進めて頂きたいというのが本音ですので、そういう観点で対応して頂きたいと思います。

[事業者]

両方とも連系を、同じ募集プロセスでしておりまして、どちらもまだ回答が来ていないという状況です。

どこまでもっていくのかというのも、まだ決まっていない状況です。二戸だとか西側の地域で連系するというのは間違いないと考えております。

[会長]

ただ、連系については、別の事業者も入ってきて、入札とかクジになっていますよね。

だから、優先順位をつけていった方がいいと、私は思うのですが。今言った考えをぜひ反映して欲しい。これはもう希望だし、出来れば審査会の意見として、皆さんに賛同頂いて、そういうことを盛り込んで頂きたいと思います。

[事業者]

我々の方としても、一度に出来るわけではないのですが、色々な問題を総合的に勘案して、どちらの案件から着工し連系していくのだとか、莫大な費用ですので、これが一度に両方の案件が出来るかどうかというのを、基本的にはどちらも方法書段階における工期はほとんど同じような段階で出されていますが、今後の準備書等色々な中で工期等が変わっていくと思います。

[会長]

いずれも方法書の段階ですので、これから調査される訳ですが、本審査会でも、どういう希少種がいるとか検討している案件もありますので、そういうことは十分斟酌して欲しいのですが。

本案件については、どこにいるというわけではなくて、どこかにいるという話ですので、非公開にしなくて大丈夫だと思うのですが、例えばシンジュガイの一種ですね。シンジュガイの一種は県北のこの辺にいる可能性がある。

それから、環境省が手引きを出しているミゾゴイという鳥が、今年も2、3件確認されています。

今回の案件は、水系が沢山太平洋側から入っていますから、だから水系の広葉樹二次林の薄暗い所にいるという鳥ですので、これだけ川が入っているとどこかにいるかもしれないので、尾根上の風車の影響はないけど、そこに入る取り付け道路ですね。

こういう所は影響するかもしれないので、それぞれ独特の調査方法がありますので、それをしっかり盛り込んでやって頂きたいと思っています。

それからもう一つ。本案件では洞窟はあまりないので、生息するコウモリは、希少種が多いとはちょっと思われませんが、よく一般質問にもあるように、コウモリの渡りのコースもあり得ます。

そうすると、今日の島田委員の質問にもありましたが、年3回1週間くらいでは、渡りに当たらない可能性があるのですが、そういう意味でしっかりとコウモリ調査もやって頂きたい。

問題は、一般者の意見にある通りにやって、本当に正解が把握出来るのかということです。

今回の風車もハブが最大108m、51.5mのブレードが着けば、150mですね。ところが、風況ポールの先端60mに最新式のアナバットとかバットディテクターをつけても50mが限界だから、110mしかいかないのです。

そうするとその上50mぐらいは未知の世界になってしまうので、サーチライトで調査するとか色々な方法があることと、いずれにしても種類が分からなくても、どれだけ空間を飛んでいるかという空間飛翔密度が分かると、ある程度衝突確立が分かります。

それにもっていくプロセスは、今のアナバットや地上でやるバットディテクターでは把握出来ませんよね。

そういう意味で本件だけの問題ではないのですが、コウモリを調査して、コウモリにとって危険な場所を回避するに至るプロセスが、まだ学術的にも確立していない所があるのですが、事業者は、最大可能な範囲で調査して回答を出さなければいけない訳です。

その際に、今のプロセスで、コウモリの移動を含めて予測して回避する手立てが出来るかどうかという、非常にまだクエスチョンですよ。

コウモリの研究会の方や大学の先生に頑張って欲しいし、事業者さんも正解に近づけるようにやって欲しいと思うのですよ。

そうしないと、後何年か経って当時何をやってたのかという、おかしなことになるのですよね。

ということで、私も原始的な方法ですけど、サーチライトでやる方法を提案していますので、色々と考えて頂きたいと思っています。これは意見で出します。

#### [事業者]

前から先生にはサーチライトの方で御提案を頂いておりますので、我々でベストな方法を考えて、有識者の意見を聞きながら今後調査をしていきたいと思っております。

#### [会長]

よろしくをお願いします。

では、全体として他に意見ありますか。

(他の委員から意見・質問なし)

[会長]

よろしいですか。

それでは、一通り全て終わりましたので、以上で「(仮称) 洋野風力発電事業環境影響評価方法書」の審議を終了します。事業者の方は御苦労様でした。

[事業者]

ありがとうございました。

[会長]

予定の議題は以上ですが、その他何か事務局から連絡事項等あればお願いします。

[事務局]

委員の皆様、長時間に渡る御審議大変お疲れ様でございました。委員の皆様の御意見を基に知事意見を作成したいと思います。

今後のスケジュール等について連絡させていただきます。

次回の第70回技術審査会につきましては、7月25日の火曜日の午前10時からということにしておりましたが、都合により8月3日の木曜日午後3時15分から、こちらの隣の第一会議室で行いたいと思っておりましたので、よろしくをお願いします。審査内容につきましては、折爪岳南(I期地区)風力発電事業の準備書について御審議頂くことになります。

また、続いて恐縮なのですが、第71回技術審査会につきましては、その一週間後の8月10日の木曜日午後1時30分から、こちらの会議室で、安比地熱発電所(仮称)設置計画と、(仮称)稲庭田子風力発電事業の準備書について御審議頂くということになります。

それから、丁度今日いらしている日本風力開発さんの案件ですが、(仮称)田野畑風力発電所の方法書の意見の概要、それから一関市、陸前高田市、奥州市、住田町の境界線を事業区域とする岩手銀河(1)から(3)のウインドファーム事業の配慮書がお盆前に提出される見込みになっております。

恐縮ですが、またお盆前にまた日程を御確認をさせて頂きまして、審査会で審査いただきたいと思っております。審査案件が多くて本当に申し訳ないのですが、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局からの連絡事項は以上です。

[鷹嘴委員]

8月3日は、さんさ踊りですが、県庁に車は置けないですね。

[事務局]

開催日程に近くなりましたら、確認をさせて頂きまして、もし別途対応が必要であれば御連絡させて頂きたいと思ひます。

[会長]

今日は、これで終了します。